

射水市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

射水市長 夏野元志

## 射水市条例第17号

射水市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

第1条 射水市農村環境改善センター条例（平成17年射水市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大門農村環境改善センターの項を削る。

別表1 大門農村環境改善センターの項を削る。

別表2 大門農村環境改善センターの項を削る。

別表3を次のように改める。

### 1 新湊農村環境改善センター使用料表

区分	使用料(1時間当たり)
洋室会議室	600円
和室研修室A	450円
和室研修室B	310円
農業情報室	310円
営農相談室	310円
伝統芸能伝習室	450円
陶芸創作室	670円

展示コーナー	600円
--------	------

備考 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

## 2 大島農村環境改善センター使用料表

区分		使用料 (1 時間当たり)	
多目的ホール	専用	800円	
	個人	一般(高校生以上)	150円
		中学生以下	無料
洋室会議室		450円	
農事研修室		450円	
和室会議室		600円	
農産加工実習室		600円	

備考

- 1 農産加工実習室の使用料は、ガス使用料金を含むものとする。
- 2 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

第2条 射水市農村環境改善センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表新湊農村環境改善センターの項を削る。

別表1 新湊農村環境改善センターの項を削る。

別表2 新湊農村環境改善センターの項を削る。

別表3 を次のように改める。

大島農村環境改善センター使用料表

区分		使用料 (1時間当たり)	
多目的ホール	専用	800円	
	個人	一般(高校生以上)	150円
		中学生以下	無料
洋室会議室		450円	
農事研修室		450円	
和室会議室		600円	
農産加工実習室		600円	

#### 備考

- 1 農産加工実習室の使用料は、ガス使用料金を含むものとする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間として計算する。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和6年12月1日から施行する。